

ムーブメントPR業務委託プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

ムーブメントPR業務委託

(2) 業務目的および業務内容

別紙「ムーブメントPR業務委託 仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2 予定価格

4,500,000円（消費税および地方消費税を含む）

3 参加者

公募

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

（営業種目）大分類：「役務」

中分類：「広告」

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この実施要領に係る手続きに間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 TEL：077-528-4314

5 説明会および質問

(1) 説明会

下記のとおり実施する。

① 実施予定日時

令和6年4月24日（水）9時00分から30分程度

② 開催方法

Zoomによるオンライン開催を予定

③ 開催内容

県から、当業務についての考え方および期待する事項を説明するとともに、業務内容に関する質問を受け付ける。

時間配分の予定は次のとおり。

- ア 県からプロポーザルや業務についての説明： 15分程度
イ 質疑応答： 15分程度

④ 説明会への参加

参加を希望する場合は、令和6年4月23日(火)15時00分までに、当課メールアドレス cg01@pref.shiga.lg.jp あてに、①社名・団体名 ②担当者名 ③当プロポーザル説明会への参加を希望する旨 ④ミーティング ID 送付先のメールアドレスを記載したメールを送付すること。

なお、説明会への参加は必須とはしない。ただし、説明会に出席しなかったことで入札参加者が被る不利益について、県は一切の責めを負わない。

(2) 質問の受付および回答

① 提出方法

募集内容に関する質問は、質問票(様式1)による問合せを受付期限までに、メールまたはFAXにより行うこと。

提出先：滋賀県総合企画部CO₂ネットゼロ推進課

FAX：077-528-4808

メール：cg01@pref.shiga.lg.jp

② 受付期限

令和6年4月26日(金)17時00分まで

③ 質問に対する回答

質問に対する回答については、令和6年5月1日(水)までに、県ホームページ 滋賀県 > 県民の方 > 環境・自然 > CO₂ ネットゼロの取組(温暖化対策)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondanka/>

にて公表する。

6 参加申込書の提出

(1) 提出書類および提出部数

参加申込書(様式2) 1部

(2) 提出期限

令和6年5月8日(水)17時00分まで

(3) 提出方法

持参または郵送(簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限る)により受け付ける。(郵送の場合は必ずその旨を電話で連絡すること)

なお、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の9時00分から17時00分の間に提出すること。また、郵送の場合は、令和6年5月8日(水)17時00分までに滋賀県庁総務課文書収発室に到着したものに限り受け付ける。

(4) その他

当プロポーザルに参加される場合は、期日までに参加申込書を提出する必要がある。

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

別紙「ムーブメントPR業務委託企画提案書（様式）」に基づいて作成した企画提案書

(2) 提出部数

5部（正本1部、副本4部）

(3) 提出方法

持参または郵送（簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限る）

持参の受付は、午前9時00分から17時00分まで（土日祝を除く）

(4) 提出先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県総合企画部CO₂ネットゼロ推進課（県庁本館1階）

(5) 提出期限

令和6年5月10日（金）17時00分（必着）

8 企画提案書の審査および契約予定者の選定

別添「ムーブメントPR業務委託プロポーザル審査要領」に基づき行う。

9 契約の締結

県は、8により選定した契約予定者と、企画提案に沿って契約内容についての協議、調整を行った上で、契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

なお、選定した契約予定者が正当な理由なく契約を締結しないとき、または協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった者を契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

契約締結時に、滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、誓約書および役員名簿を提出すること。

10 その他

ア このプロポーザルへの参加に係る経費（企画提案書の作成、提出等に要する経費）は、参加者の負担とする。

イ 同一の提案者において、2種類以上の企画提案は受け付けない。

ウ 提出された企画提案書は返却しない。なお、提案書を審査以外の目的に使用することはない。

エ 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。

オ 企画提案書の副本4部については、提案者名および提案者が判別できるロゴマーク等は記載しないこと。

11 担当部課および連絡先

滋賀県総合企画部CO₂ネットゼロ推進課（滋賀県庁本館1階）

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3493 FAX：077-528-4808 メール：cg01@pref.shiga.lg.jp